

根津美術館所蔵の「諸宗雑抄」（書蹟256号）は31点（袋綴装その他）よりなるが、本来一つのまとまった書ではなく、各種の聖教を取りまとめ一括したものに同館で仮にこの名を付したものである。書写年代も鎌倉時代より室町時代にまでわたっている。これらはその奥書・印記その他より、興福寺並びに法隆寺に関係の深いもので、もとは両寺の旧蔵にかかるものと推定される。その中には紙背文書を有するものが13冊あるが、そのうち内容上興味あるもの若干を選んで紹介したい。ここに取り上げたものはいずれも暦応2年（1339）乃至康永3年（1334）の南北朝時代初期の奥書を持っており、紙背文書も鎌倉時代最末期から南北朝時代初頭に書かれたものと推定される。

以下個々の文書について簡単に説明を加えたい。(1)の神崎庄は讃岐国にあり、興福寺三面僧房領である。(2), (8), (9), (19), (20)は摂津国垂水牧内中条（中条牧とも呼ぶ）関係文書である。同牧は近衛家領であったが、のち領家職は春日社領に寄進され、春日神社文書中にも関係史料が少くない。(9), (19)には行益契約状案が見えるが、いずれも「公用」或は「季頭用途」のために行益が中条牧内の名主職などの所務を年季売したものである。(19)の嘉暦3年（1328）4月10日行益契約状案に「御教書ヲ相副」とあるが、この御教書は同じ(19)所載の嘉暦3年4月9日付御教書を指すものであろう。そしてこの御教書の充先にある「安芸宗左衛門尉」こそはこの行益その人であらう。この御教書の発給者については、垂水牧の本所が近衛家であること、またこれと関連する(20)末季頭衆申状案を併せ考えると近衛家より出されたもので、近衛基嗣御教書ではなかろうか。所領の年季売りに際して予じめ御教書を請うている例は少なく、珍しい史料である。

(5), (11), (12), (13)はいずれも大和国宇陀郡内にあった井足庄の文書で、康永年間頃宇陀郡の豪族の一人秋山宰相房が悪党を率いて庄内に乱入した事件に関するものである。この4通ともに、秋山の乱妨を防ぐために、当庄代官桧牧円阿と興福寺との間にかわされたものである。(14), (15), (16)は春日社仁王講供料米請取状であるが、袖判の花押が版刻であることが注目される。なお亦取現業抄の紙背文書は全11通あるが、いずれも同じ請取状で、すべてに同一の版刻花押が捺されている。版刻花押については荻野三七彦氏が論じておられるが（『印章』）最古の永仁3年・正安2年のものはいずれも一切経供米請取状（或は春日社か）であり、同時に大量に発給する場合手間を省くために版刻花押が用いられることがあったのであろう。

（田中 稔）

狀如件、

正中二年十月四日

末重在判

(18) 春日社瓦屋談義雜掌永實申狀土代

(第4紙)

當社瓦屋談義雜掌永實中、

西大寺小田二段間事、彼寺公文重惠稱公

文田、致興行沙汰之間、二段之内、於一反

者、自康治二年代と知行の送年序事、已及百八十

余才、今一段者、自元久元年代爲、又

經百廿余年了、隨而調度文書の歴爲、所

詮爲取初公文田者、自何時代何公文之時

令放券哉、可出所見之由雖令申申于、于今無

不出其支證爲但於建長檢注帳者非沙汰之限、次

於今二反者、先公文範盛之先祖爲□□之間、

□□之處申之、是又於胸臆今案者、非沙汰

之限、同出支證可明申之由、先□□言上

了是所詮此等土之地□□之後、於訴陳

之委細者可申所存也、

嘉正二年十一月 日

(19) 攝津國中條牧内安房・西有光両名重

書案 (行益契約狀案・近衛家御教書

案) (第6・5紙)

(編表書)

「安房有光契約并御教書案文」

契約 攝津國中條牧内安房西有光兩名

南都神物方上避出事

合佰拾貫文者但加西有光名落田 在判 壹町小加定

右名上所務、自明後年午歲至于酉歲四ヶ

年万雜公事等、一円不輪上御教書上相副、

神物方所避出實也、但明年所務者、惣牧

御教書上一円上載之上者、不可有子細、然

者惣都合之年季、可爲五ヶ年者也、又爲

天下一同大損亡時者、延年季可有其沙汰、

且嚴重神物上者、更上不可有子細、猶以

背此契約之旨令致違亂者、春日大明神可

蒙御罰候、仍後日契約之狀如件、

嘉曆參年四月十日 行益在判

攝津國中條牧内安房・西有光兩名、自明

後年四ヶ年契約季頭之旨被聞食了、不可

有相違之由、被仰下之狀如件、

嘉曆三年四月九日 前丹波守在判

安藝宗左衛門尉殿

(20) 未季頭衆申狀案 (第7紙)

(編表書)

「未季頭申狀案 七月七日進了、 結解狀之時也、」

未季頭衆申、以攝津國中條御牧爲質物、

借与神物之所見借書等并所殘季頭物注文

面マ分進上之、子細各上見彼狀等款、神

物未返分、猶以莫大之上者、任御教書等

之旨、未季頭衆等如元可致所務者也、就

中如先度言上、年預雜掌等於責取分者、

悉可令糺返之由、嚴密可有御下知之旨、

重可被執申本所 近衛殿之趣、評定申候、

正慶元年六月 日

(21) 鎌倉幕府評定衆等交名 (第9紙)

相模左近大夫將監入道 刑部權大輔入道

出羽入道道 山城入道道

信乃入道道 後藤信乃入道覺也

長崎左衛門入道 同新左衛門尉高賢

駿川守貞直

密御罰之由雖下知候、落居之分難知候、  
則及□合戦之由使者申之  
此上事且可爲何様候哉、差下神人等、  
相觸近邊輩、不可見繼宰相房之由可□  
下知候欵、且又可令与力地下代官由、可  
令下知候欵、可有御評定候哉、

(以下料紙余白アリ)

(13) 興福寺供目代某書狀士代 (第16紙)

當國嗣所領學侶管領内井足庄者、專爲興  
隆新足知行之處、秋山宰相房寄事於宮仰  
率引數多惡黨、乱入庄家之条太不可然、  
就之於被見繼彼惡黨等者、可爲同科候、  
當庄代官事被仰付の檜牧円阿候之上者、令与同彼  
沙汰、可被追放惡黨候者、殊可爲忠勤候、  
若爲無沙汰者後勘定難去歟之由、  
の學侶評定候也、恐々謹言、  
十月廿二日午刻 供目代々々  
宇陀郡寺僧國民等御中

〔亦取現業抄紙背文書〕

(曆應二年六月十九日懷嚴書寫交合奥書)

(14) 菊石丸春日社仁王講布施米請取狀

(第1紙)

(端裏書)

「二斗八舛五合六夕 高講試房」

(版刻花押)

請 春日社仁王講御布施米事  
合貳斗捌舛五合六夕者  
右去年十一月合二ヶ月分覺舜法師所請  
之狀如件、

曆應元年十二月十一日

請使菊石丸

(15) 頼守等春日社仁王講供料請取狀

(第6紙)

(端裏書)

「二斗八舛五合六夕 學善房」

(版刻花押)

請 春日社仁王講供新事  
合貳斗伍舛伍合貳夕  
右建武四年十月十一月之分、所請之狀如  
件、

曆應元年十二月五日 頼守(花押)

學善坊  
請使増力法師

(16) 德壽丸春日社仁王講布施米請取狀

(第1紙)

(端裏書)

「二斗八舛五合六夕 觀舜房」

(版刻花押)

請 春日社仁王講御布施米事  
合貳斗八舛五合六夕者  
右件御布施者、建武四年十一月兩月之分、  
懷重觀舜房所請之狀如件、

曆應元年十二月五日

請使德壽丸

〔勝軍比量事紙背文書〕

(康永三年七月一日堯寬書寫奥書)

(17) 末重季頭用途借請狀 (第1紙)

(端裏書)

「ひこ二郎ねきのしやう案」

(季頭)  
かりくるきとうのようとうの事

合貳貫文者

右件用途ハ、百文へちに五文つゝのりふ  
んをくわへて、来十月中さたをいたし候  
へく候、たゞしち物ニハ、攝津國水尾太  
しんのりしやの御はう五貫文二通を入を  
き候、もし一はいすき候ハ、もんそにま  
かせてめされ候へく候、その時ゆめく  
しさいを申候ましく候、仍爲後日證文之



〔雜談抄紙背文書〕

〔康永元年九月三日書寫奥書〕

(1) 寬縁神崎庄地頭方年貢請取狀 (第1紙)

請中 神崎庄地頭方年貢事

合七百五十文者

右東室馬道以東第六坊分、所請之狀如件、

建武四年十一月六日 寬縁

(2) 範俊書狀 (第4紙)

御教書・事書同給候了、

中條牧事、事書一通給候了、恐可令申沙

汰候、恐々謹言、

八月十日

〔範俊カ〕  
□□

(3) 道種書狀 (第6紙)

昨日入見參候瀧尻庄山木之間事、支證據

案文三通進覽候、恐惶謹言、

八月十六日 道種狀

角院御坊

〔勝軍比量短紙背文書〕

〔康永三年七月六日堯寬書寫奥書〕

(4) 專憲書狀 (第1紙)

〔端裏ウハ書〕

「 (切封) 」

角院御房 專憲

所殘分可被下行候、

今北上分米可被引召候、何年何候けるやらん、不分明候也、事々期參會候、恐々謹言、

十二月廿七日 專憲

角院御房

(5) 沙汰円阿書狀 (第2・3紙)

就井足庄事急申入候、秋山宰相房被使

者入候、不用候處、重庄家□乱入之由

被申候、則自秋□之りやうしの案可進

候、

一井足庄百姓に付損亡事、重歎狀進候、

子細狀見候歎、次急御年貢可令沙汰之

間、下知仕候之處、損亡申定候て後、

可令沙汰仕之間申□候、且可有御計候、

恐惶謹言、

十月十七日 円阿(花押)

角院御坊

〔端紙切封ウハ書〕

「 (切封) 」

(6) 縁快書狀 (第3・4紙)

其後久不令申入候、何條御事哉、

一當寺每年正月五日、羅睺羅供として行事

候、而此房十二三歳より同宿仕候禪勝

など申候、今年沙汰弥知事と申候、件供養とりいとなみ候、用途四五貫入事、此邊

無才學候、はたと事かき候、可有とも

不存候へとも、千万御才學もや候はん

すらんと存候て、事かけ候ま、に入申

候、返納足□□蓮定房と申候仁、

たしかにたひ候はんする事候、今明日

難治子細候、正月中ニハ決定可令返進

候、又五百・一貫にて候とも候ぬへく

可預借存候、

一先度腫物とかく加療治候、無別事候、

又去五日より惡腫物出候、とかくさは

□り候、於今者又不可有相違候、即今

日より藥ヲはき取候て、高藥ヲ可付

と申候、此兩三日ハ中食粥も食候也、

一年内入堂心さしも候へへ、以次可參申

入候、

〔紙縫目〕

一豊浦寺尼衆申候味曾事所□候あた□は

つれも候へかし、寺ノ塔□米ヲかへ

し候へく候、寺ニ御請取候ハ、便宜ニ

可令進之候由、内ニ可入申候とて、す

こし申付候て下向仕了、此由可入申給

候恐惶謹言、